

団体補助金の見直し方針 及び基準

令和8年3月
広陵町

1. はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されています。

この規定に基づき、町では町民福祉の向上を効果的に促進するため、団体が実施する社会的・文化的な事業活動や当該団体の運営費に対して補助金を交付してきました。

団体補助金について、これまでも、町としては毎年度の事務事業評価や予算査定の際において見直しを行っているほか、定期監査においても団体毎に個別に補助金の適性について監査を受けているものの、中長期的・統一的な観点に基づく見直し方針が明確でなかったことから、本見直し方針及び基準において、団体への補助金の基本的な交付方針を明確にするものです。

2. 補助金の区分及び見直しの対象

当町では団体補助金について「事業費補助金」、「団体運営費補助金」の二つの区分に大別して整理しており、本見直し方針においてもこの2区分に整理して見直しを行います。

【目的別の分類】

区 分	説 明
事業費補助金	団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金
団体運営費補助金	公益的な団体の運営を支援するために交付し、用途が限定的でない補助金

3. 団体補助金の課題

地域活性化等の行政課題を解決する有効な手段として、これまでも団体補助金は行政の補完的な意味から重要な役割を果たし、一定の成果を上げてきているものの、次のような課題を抱えています。

(1) 補助の長期化による既得権化

- ・補助の終期設定がされないまま、団体の運営に係る補助を開始し、補助金額等を見直す機会を失い、長期に渡って補助が継続され、既得権化の傾向が見られる。

(2) 団体の自立性の阻害

- ・補助が長期に渡って継続されることで、補助金に対する依存度が強くなり、自主的な運営を行う姿勢が希薄になる傾向が見られるなど、団体等の自主性や自立性を阻害する要因となっている。

(3) 補助対象経費、算定基準が不明確

- ・統一的な補助基準の考え方が明確になっていないことから、団体毎に補助対象経費や算定基準が異なるなど公平性の欠如が見られる。
- ・100万円未満の少額の補助金が多数であり、その多くが個々の補助要綱に基づかない、予算のみに基づいた補助となっている。
- ・団体の運営に必要な運営経費について、補助の交付対象となる補助金、交付対象とならない補助金が混在し、公平性の欠如が見られる。

(4) 補助制度の透明性

- ・補助金を受ける団体等や補助金額など補助金制度に関する情報が町民や団体等に提供されていないため、透明性に欠ける補助金制度がある。

4. 団体補助金見直しの方針

今回の団体補助金の見直しは、次の方針により行います。

(1) 本見直し方針の適用について

・本見直し方針の適用は、令和9年度予算からとします。令和9年度以降に行われる団体補助金の交付は、本見直し方針に沿ったものである必要があります。

ただし、国や県の補助基準等に基づく補助金や、法令等により設置されている公共団体及び町が公益上その活動が必要であると認める団体（広陵町社会福祉協議会、広陵町シルバー人材センター）、地域自治活動に係る団体、地域防災活動に係る団体及び事務局を町が担っている団体等の団体運営の一部又は全部を町が担っている団体については本見直し方針の対象外とします。

(2) 経過措置

・既存の補助金については、速やかに本見直し方針に従うことを原則としますが、猶予すべき事情がある補助金については、その事情により、経過措置期間を設けることも可能とし、経過措置期間を設けるかどうかは所管課での判断とします。

・経過措置期間は令和10年度末までとし、遅くとも令和11年度予算から本見直し方針を適用するものとします。

・新規の補助金については、令和9年度予算から本見直し方針を適用するものとします。

(3) 運営費への補助の廃止

・各種団体の運営費については、本来、会費等の自主財源で賄うべきものであり、団体の運営が軌道に乗った段階で、引き続き当該団体を実施する公益上必要とされる事業に対して補助の必要性を検討すべきものであるため、今回の見直しにおいて現状交付対象となっている個別の団体運営費への補助については廃止し、今後は、団体が実施する事業に係る費用に対してのみ、補助を行うものとします。

(4) 繰越対応の原則廃止

- ・個別の団体補助金においてはこれまで、次年度繰越を可としていましたが、今後は原則、次年度繰越を不可とします。単年度毎に精算を行い、剰余金が生じた場合は次年度繰越を行わず、返還していただくものとします。

(5) 繰越金の精算

- ・今後は、個別の団体の運営費に対する補助金について廃止となることから、個別の団体補助金において過去から繰越している繰越金について精算を行い全額返還していただくものとします。
- ・前述の経過措置期間を設ける場合は、経過措置期間終了時に繰越金について精算を行うものとします。

(6) 交付根拠の明確化

- ・団体への補助金については、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）に基づいて交付を行っており、少額のものについては、個別の補助要綱に基づかない補助金についても交付していましたが、交付根拠をより明確にする必要があるため、今後は少額であっても個別の補助金交付要綱等の作成を必須とし、補助要綱等のない個別の団体補助金については予算で措置されている場合であっても支出できないものとします。

(7) ゼロベースでの見直し

- ・現状の交付実績に関わらず、ゼロベースで対象団体の見直しを行います。

5. 団体補助金に対する基本的な視点

補助金の交付は、財源が税金等の公金であることに鑑み、次に掲げる3つの基本的な視点を持って補助の適否について判断するものとします。

(1) 公益性

- ・事業の目的や内容が、広く町民を対象としており、町民の福祉の向上といった効果があり、客観的に見て公益性が認められること。

(2) 必要性

- ・事業の目的や内容が町民のニーズや町の施策と合致していること。
- ・町と町民との役割分担の観点から、町が補助金を交付して実施すべき事業であること。

(3) 有効性

- ・事業の目的が明確に示されていること。
- ・事業費と効果のバランスがとれており、費用対効果が適正なものであること。
- ・補助によることが他の手法と比べ、費用対効果が高いものであること。

6. 団体補助金の審査基準

前述の基本的な視点に合致していることに加え、公費支出の適正化を図る観点から、次の個別の基準から審査を行うこととします。

(1) 団体補助金交付対象経費の明確化

①団体が行う個別の事業費が対象であり、団体の運営に係る経費は対象外とします。ただし、児童育成等の扶助的な補助金であり事業費の設定が難しいものについては要綱にて1人当たりの補助単価を設定し補助対象とできることとします。

②原則として、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費及び入場料等の受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とします。ただし、補助事業の目的達成のために特に必要性が認められるものについて、補助要綱において補助対象であることを明確に示しているものについては、例外的に補助対象経費とすることができるものとします。

③積立金等の団体の資産形成につながる経費は、補助対象外経費とします。

④間接補助事業は、補助金使途の不透明化につながることから、補助対象外経費とします。

⑤上部組織等への会費、負担金や協賛金等については補助対象外経費とします。

(2) 補助金の適格性

①団体の活動内容が、当該団体の設立の目的と合致するとともに、その目的及び補助金を申請する事業が客観的に公益性及び持続性（3年以上の活動実績）のあるものであるかを審査します。

②補助金の交付により、その効果を明確に示すことができているかを審査します。

③当該団体の会計処理、監査が適正に行われているかを審査します。

- ④事業費が全額補助金で賄われている等、本来町が主体となって行うべき性質を有していると認められるものについては、委託等の方法への転換を行い、補助対象外とします。

7. スケジュール及び審査書類

各補助金の所管課において、各団体の予算書、決算書、事業計画書等を取りまとめるとともに、団体の要望事項を聴取した上で団体毎に補助金調書を作成して財政担当課に提出し、当該提出書類をもとに、新年度の予算査定においてその必要性を審査するものとします。

(1) スケジュール

① 10月上旬頃まで

- ・各団体から次年度の補助金交付申請
- ・所管課での書類審査、ヒアリング

② 11月～翌1月

- ・次年度予算査定において補助の可否を査定

③ 翌3月

- ・次年度予算書に反映、議決

④ 翌4月以降

- ・所管課から補助金交付決定通知書により申請団体に通知
- ・概算払を求める場合は各団体から補助金交付請求書の提出

⑤ 事業が完了したとき

- ・完了報告
- ・各団体から補助金交付請求書の提出（概算払で既に全額を交付されている場合を除く。）
- ・概算払で補助金交付を受けた場合は必要に応じて返還対応

(2) 審査書類

① 申請時に各団体に提出いただくもの

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・定款、会則、規約等の書類
- ・その他必要と認める書類

② 完了報告時に各団体に提出いただくもの

- ・事業実績調書（様式第8号）
- ・補助金精算調書（様式第9号）
- ・収支決算書（様式第3号）
- ・その他必要と認める書類

8. 補助金の透明性確保

団体への補助制度の透明性を確保するため、効果検証に係るチェック体制の強化、町ホームページ等で情報の公開を行います。

(1) 効果検証

- ・ 交付団体から提出された事業実績調書等により、補助金の交付が目的に合致しているか、補助の必要性が十分認識できるか、行政サービスに十分反映されたかといった効果の検証について、今後はより厳格に行います。
- ・ 必要に応じて、領収書等の個別の支出を確認できる書類の提出を求めるとともに、所管課、財政担当課又は監査委員による交付団体への実地監査を適宜実施するものとします。

(2) 情報公開の推進

- ・ 透明性の確保や町民への説明責任を果たすため、交付先とその具体的な用途及び個別の補助金交付要綱について町ホームページ等において情報の公開を行います。